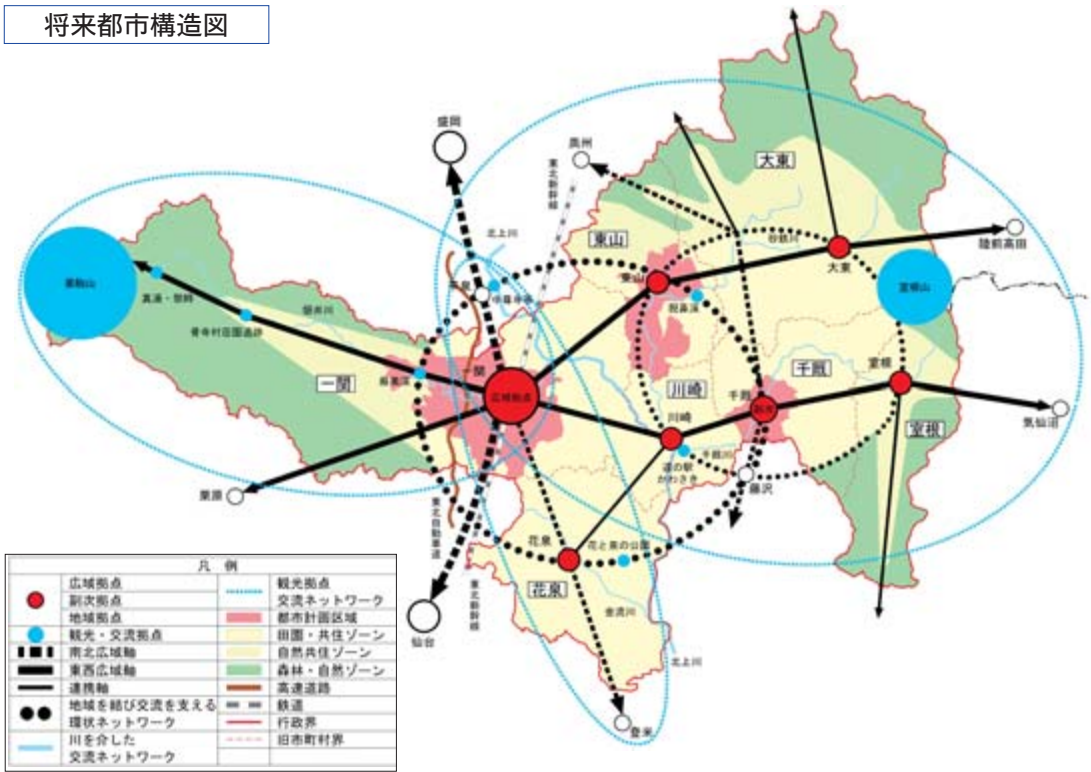


都市計画マスタープランを策定しました



市は、本市の都市計画に関する基本的な方針として将来都市像や土地利用、都市施設などの整備方針を定めるとともに、長期的な「まちづくりの指針」としての役割を果たす「一関市都市計画マスタープラン」を策定しました。

計画策定に当たっては、学識経験者、関係団体の代表者、まちづくりスタッフバンク登録者、関係行政機関職員などで構成した都市計画マスタープラン策定懇話会を5回にわたり開催して意見をいただいたほか、ワークショップ（都市計画区域別まちづくり懇談会、パブリックコメントなど）で多くの市民から提言をいただきながら進めてきました。

都市計画マスタープランの概要をお知らせします。

◎計画の目標年次
平成37年

◎計画の構成
【全体構想】

1 将来都市像：一関市総合計画で掲げた将来像の「人と人、地域と地域が結び合い、未来輝くいちのせき」の実現に向け、都市計画としての目指すべき将来都市像を「人と自然が織りなし、活力あふれる 交流拠点都市 いちのせき」としました。

2 まちづくりの基本目標：将来都市像の実現に向け、▼利便性・快適性・安全性に優れ、効率的で機能的なまちづくり▼広域的な連携と交流が活発に行われるまちづくり▼産業が活性化し、賑わいと活力あふれるまちづくり▼自然と調和した個性と魅力があふれるまちづくりを4つのまちづくりの基本目標とし、まちづくりを進めていきます。

3 将来都市構造：本市のまちづくりの骨格となる目指すべき将来の都市構造を示しました(上)

4 分野別構想：分野ごとのまちづくりの方針として▼土地利用の方針▼都市施設の整備方針▼都市環境・景観形成の方針▼都市防災の方針▼ひとにやさしいまちづくりに関する施策の方針を定めました。

5 地域別構想：各地域の将来像、地域づくりの方針を定めました。

【地区別構想】

都市計画区域を設定している一関地域、千厩地域、東山地域の都市計画区域を5地区に分け、地区ごとの土地利用や都市施設の整備などのまちづくりの方針などを定めました。

【まちづくりの推進方策】

全体構想、地区別構想で示した目指すべき将来都市像の実現に向けた市民行政の役割など、まちづくりの推進方策を定めました。

都市計画マスタープランの全文は、本庁都市計画課、各支所建設課に備え付けるほか、市ホームページにも掲載しています。

◎問い合わせ先
本庁都市計画課 ☎208541

市は、「一関市景観計画」と「景観まちづくり条例」を制定しました。本市の美しく魅力ある景観を保全整備し、後世に継承するとともに、これらを生かした地域の活性化や交流の促進など、総合的な景観まちづくりを推進するために定めたものです。

市は17年12月、景観法に基づき景観形成策を行う「景観行政団体」となり、18年には骨寺村・荘園遺跡とその周辺について「本寺地区景観計画」を制定し、景観形成を図ってきました。

本計画では、本寺地区を除く市全域を景観計画区域と定め、良好な景観形成の方針や行為の制限などをまとめました。

7月1日から、一定規模以上の建設行為などを行うには、事前協議の上、市に届け出が必要



北限の棚田と称される「山吹棚田」(大東町大原地内)

計画策定に当たっては、学識経験者、関係団体の代表者、まちづくりスタッフバンク登録者などで構成する景観計画検討委員会を開催して意見をいただいたほか、景観まちづくり懇談会、パブリックコメントなどで多くの市民から意見をいただきました。

◎景観まちづくりの将来像
本市の景観まちづくりの特徴や課題を踏まえ、「みんなで守り、創り 未来へ引き継ぐ 魅力ある景観まちづくり」活力ある都市景観とふるさとの原風景が調和した景観づくりを景観まちづくりの将来像としました。

◎景観まちづくりの基本方針
景観まちづくりの将来像の実現に向けて一人ひとりが誇りをもち、参加できる協働の景観まちづくり▼水と緑の恵みを生かす景観まちづくり▼地域の個性ある景観を守り育て、つくり、生かす景観まちづくり▼岩手県

南・宮城県北の中核都市としての魅力と活力のある景観まちづくりの4つを基本方針としています。

また、地域の個性ある景観を守り育て、生かしていくため▼一関地域「活力ある都市と自然・歴史文化が調和する広域拠点の景観づくり」▼花泉地域「花と泉の潤いと活力みなぎる田園の景観づくり」▼大東地域「蔵街道と祭りの映える室蓬護水の里の景観づくり」▼千厩地域「街道と歴史・自然が調和する交流拠点の景観づくり」▼東山地域「自然の恵みと文化が調和する観光拠点の景観づくり」▼室根地域「室根山と祭りの映える安らぎのある里の景観づくり」▼川崎地域「川の恵みと歴史が調和するふるさととの景観づくり」を地域ごとの景観まちづくり方針としています。

◎景観形成基準
将来像と基本方針に基づく景観まちづくりを推進するため、建築物の建築、工作物の建設、そ

の他開発行為や物件のたい積などの対象行為に対して、配慮すべき「指針」と則すべき「基準」に分けて定めました。

◎届け出対象行為の例(景観形成重点地区を除く)

- 建築物：高さ13メートルは延べ面積1000平方メートルを超えるもの
- 工作物：高さ13メートルまたは築造面積1000平方メートルを超えるものなど
- その他：都市計画区域内では3000平方メートル、区域外では1万平方メートルを超える開発行為や土石の採取など。

◎景観形成重点地区
特に重点的に景観形成を図っていくべき地区として、厳美溪周辺地区を指定しました。

重点地区では、届け出対象行為の規模を小さくし、きめ細かく景観形成基準を設けています。景観上重要な地区については、今後、皆さんの意見を伺いながら、さらに重点地区の指定を行うていきます。

◎推進方策

将来像の達成に向けて▼景観まちづくりの意識啓発▼協働の取り組み促進▼景観法に基づく取り組みの推進の3つの方策により景観まちづくりを進めていきます。

計画の全文は、本庁建築住宅課、各支所建設課に備え付けるほか、市ホームページにも掲載しています。

景観まちづくりフォーラムを開催します

- 日時：6月27日(土)13時～
- 会場：一関文化センター1ホール
- 内容：▼北原啓司弘前大教育学部副学部長による基調講演「景観を生かしたまちづくり(仮題)▼実践事例発表▼景観計画・景観まちづくり条例の概要説明

◎問い合わせ先
本庁建築住宅課建築指導係